

2022年度
関西学院大学ロースクール

C日程

一般入試（法学既修者）
開放型入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、「設問1」および「設問2」に答えなさい。

甲株式会社は取締役会設置会社であり、取締役は、代表取締役であるAのほか、B、CおよびDが代表権のない取締役として就任している。

昨今、Aは代表取締役としての権限を悪用して、自らの利益を図るような行為を行うことが目立ってきた。そこで、CとDは、Aの代表取締役解職議案を次の取締役会に提出することを計画していた。Bは、Aの子飼いの部下ともいえるべき存在であることから、CとDは、Bにこれを相談することなく、緊急動議として提出することを予定していた。

2021年5月20日、取締役全員の出席のもと、定例の取締役会が適法に開催された。すべての審議事項および報告事項が処理された後、Dが「緊急動議を提出します。」と述べて、Aの代表取締役解職議案を提案した。議長であるCは、「A氏は特別利害関係人であるため、退席をお願いします。」として、Aを退席させた。B、CおよびD3名による審議の結果、Bは反対したものの、CとDの賛成で、Aの代表取締役解職が承認された（以下「本件決議」という。）。

Aは、自分を排除してなされた本件決議は無効であると主張している。

〔設問1〕

下線部につき、その意義を説明しなさい。

〔設問2〕

本件決議の効力について、判例の立場を前提として論じなさい。

2022 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【C 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、取締役会決議における特別利害関係人に関して問うものである。
- ・ 具体的には、〔設問 1〕において、取締役会決議における特別利害関係人の意義、および株主総会決議における特別利害関係人に関する規律との相違が、〔設問 2〕において、具体的事案において〔設問 1〕で示された特別利害関係人の意義に照らして、当該意義への当てはめと評価が問われている。

《解説》

(1) 〔設問 1〕について

- ・ 取締役は会社に対して忠実義務を負う（会社 355 条）。そして、取締役が取締役会決議において議決権を行使する際にも、会社の利益を優先する形で、議決権を行使することが求められる。
→しかし、取締役の利益と会社の利益が相反する局面では、取締役は自己の利益を優先して行動しがちである。
- ・ それゆえ、会社法は、そのような会社との利益相反状態に陥っている取締役が取締役会の議決に加わることができないと規定することにより（会社 369 条 2 項）、取締役会決議の公正性を担保している。
- ・ 以上から、取締役会における特別利害関係人とは、会社に対する忠実義務に基づいて議決権を行使することが期待できない個人的な利害関係をいうと解される。

(2) 〔設問 2〕について

- ・ まず、A が本件決議において特別利害関係を有する取締役に該当するかどうかの問題となる。
- ・ 判例（最判昭和 44・3・28 民集 23 卷 3 号 645 頁）は、「本人の意思に反してこれを代表取締役の地位から排除することの当否が論ぜられる場合においては、当該代表取締役に対し、一切の私心を去って、会社に対して負担する忠実義務に従い公正に議決権を行使することは期待しがたく、かえって、自己個人の利益を図って行動することすらあり得るのである。それゆえ、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、個人として重大な利害関係を有する者として、当該取締役の議決権の行使を禁止するのが相当」としている。
- ・ 以上の判例の見解を前提とすれば、本件決議において、解職対象となっている代表取締役 A は特別利害関係を有する取締役であるといえ、したがって、A を排除して

なされた本件決議は有効であるといえる。

→取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決議する旨が定められているが（会社 369 条 1 項）、本件では、A を除く 3 人が出席し、出席取締役のうちの C および D が賛成しているのであるから、決議は有効に成立している。

- ・以上から、本件決議は有効である。

《講評》

- ・取締役会決議における特別利害関係人の定義については、上記解説の通り、取締役の忠実義務との関係で検討することが求められているところ、そのような形で書かれている答案はそれほど多くなかった。とりわけ、「特別利害関係を有する取締役とは、・・・取締役会決議と特別の利害を持つ取締役をいう。」といったように、トートロジー的な文章も見受けられ、この点についての判例をしっかりと勉強していないことが明らかであるような答案すら見受けられた。
- ・〔設問 2〕については、〔設問 1〕からの流れで、代表取締役を解職する取締役会決議に当該解職対象の代表取締役が特別利害関係取締役に該当し、本件では特別利害関係取締役が議決に加わっていることから、取締役会決議は無効であるとの結論を提示した答案が非常に多くみられた。しかしながら、解説でも述べたように、特別利害関係取締役が議決に加わったということだけで取締役会決議を無効とすることはできず、議決に加わったことがなんらかの形で決議に影響を与えていることが必要となる。たとえば、当該解職対象の代表取締役が審議中に他の取締役に影響を与えるような発言をしている場合や、議決に加わることで賛成票と反対票の数が変わるなどの場合が考えられる。本件の場合には後者のケースに当たることから、369 条 1 項との関係で、決議の結果が変わることを示す必要があるが、これをしっかりと検討できていた答案はわずかであった。
- ・なお、本件では、取締役会の招集通知に、代表取締役を解職する件という議題が記載されていないことから、この点も問題になる。株主総会の場合とは異なり、取締役会では、会社の経営に関する事項が突発的に生じることも予想され、そのような事態に臨機応変に対応することが求められることから、取締役会の招集通知に記載されていない事項についても、取締役会は審議・議決することができることとされている。この点について触れられている答案は高く評価した。
- ・今回の問題は、最高裁判例のある非常に基本的な内容であることから、既修者として入学しようとする者については、必ず学習しておいてほしいところである。答案においてしっかりとした検討ができなかった受験生においては、百選を読み返す等、再度復習しておいてほしい。

以上